

## ちば市民便利帳（2025・2026年度版）を発行します

市の窓口や各種手続きなど身近な市政情報を案内するちば市民便利帳（2025・2026年度版）を、6月4日（水）から区役所などに配架します。ホームページからも電子ブックをご覧ください。☞ [ちば市民便利帳](#)



**配架場所** 市役所1階案内、区役所、保健福祉センター、市民センター、連絡所、コミュニティセンター、公民館、図書館、いきいきプラザ・センター、ハーモニープラザ

### 取りに行けない方には、ちば市民便利帳を郵送します

**対象** 市内在住の方（1世帯1冊）

**申込方法** 電話で、市役所コールセンター☎245-4894へ。  
 ☎248-4894・✉event@callcenter-chibacity.jpも可（必要事項11面を明記）。

☎広報広聴課 ☎245-5014 ☎245-5796

## 中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾・5万円）

電気・ガスなどのエネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者に対して支援金を支給します。申請書類など詳しくは、[千葉市 中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金](#)

**対象** 次の全てに該当する、市内に本店を有する中小企業者、または市内に住所もしくは主たる事業所を有する個人事業者

- 2024年4月～2025年3月の任意の1カ月において、電気、ガス（LPガスを含む）、ガソリン、重油、軽油、灯油の合計金額が3万円以上あること。または、同期間の連続する3カ月平均で、原材料費、光熱費、燃料費の合計金額が50万円以上あること
- 今後も市内で事業継続する意思があること

**支給金額** 1者あたり5万円

**申請方法** 5月9日（金）～8月29日（金）に、電子申請で。申請書類を〒260-0015中央区富士見2-15-11MI千葉富士見ビル4階JTB千葉支店内千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局へ郵送も可。

☎市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局  
 ☎227-2260 ☎227-2265

## 安全で快適な道路に

市では、公共的に利用されている私道の整備費用を助成しています。また、道路には利用のルールがあります。垣根や植木の管理や看板設置の手続きなど、ルールを守り、安全で快適に道路を利用しましょう。

### 私道の整備費用を助成

生活環境の向上のため、公共的に利用されている私道の舗装と排水施設の整備を行う方に、必要な費用の一部を助成しています。

#### 主な要件

- 通勤、通学、買い物など、一般の交通に使用されている私道
- 私道の敷地所有者やほかの権利を有する者の同意が得られる
- 私道に接続する道路が整備されている
- 排水先が確保されている
- 工事に支障となる地下埋設物がない
- 私道に接する斜面が工事に支障のない程度に保護されている
- 私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住家屋が2軒以上ある（所有者が3親等内の親族の家屋は、1軒として扱います）

#### 助成率

私道の状況	私道の幅員および居住家屋の軒数	助成率*
通り抜け道路	①最小幅員が2.7m以上	9割
	②最小幅員が2.7m未満	8割
行き止まり道路	③最小幅員が2.7m以上、かつ私道に出入り口を有する家屋が5軒以上	8割
	④最小幅員と家屋軒数のいずれかまたは両方が③の条件を下回る場合	6割

\*いずれも800万円が上限

リーフレットは土木事務所、土木管理課、区役所地域づくり支援課で配布。用件など詳しくは、各土木事務所にご相談ください。

### 垣根や樹木の枝が道路に出ていませんか

垣根や樹木の枝が道路にはみ出すと、交通標識が見えにくくなるだけでなく、道路が狭くなり、通行の支障となります。また、台風などで枝が折れても、同様に通行の支障となります。敷地内にある垣根や枝は切り払うなど、所有者が適切に管理してください。



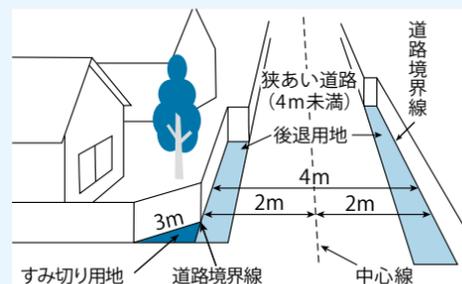
#### ☎土木事務所管理課

中央・美浜 ☎232-1151 ☎232-1155  
 花見川・稲毛 ☎257-8841 ☎257-8777  
 若葉 ☎306-0655 ☎306-0968 緑 ☎291-7121 ☎291-7742



### 後退用地・すみ切り用地の寄付に対して助成金などを交付

狭い道路を拡幅するため、後退用地やすみ切り用地の寄付に対し、助成金などを交付しています。すでに後退が完了した用地についても受け付けをしています。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページまたはリーフレットをご覧ください。



**対象** 幅員4メートル未満の市道の中心線から2メートルの後退用地またはすみ切り用地

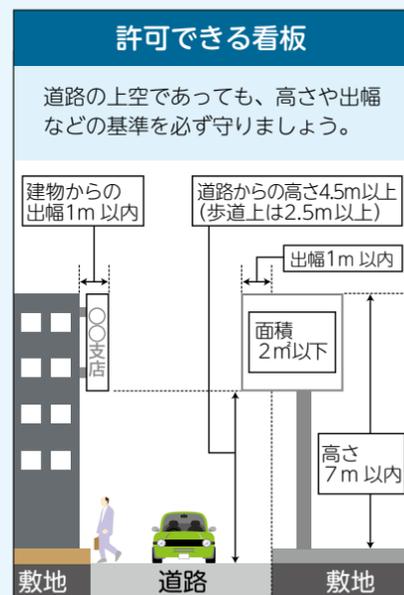
#### 内容

- 後退用地やすみ切り用地にある門・塀などの撤去、樹木の移植、公共汚水ます・量水器の移設などに対して助成金を交付
  - すみ切り用地の寄付に対して奨励金を交付
- \*後退用地やすみ切り用地の整備・維持管理は市が行います。リーフレットは建築指導課、土木事務所で配布。申込方法など詳しくは、[千葉市 狭い道路拡幅](#)

☎建築指導課 ☎245-5856 ☎245-5887

### 道路の上空に看板を出すときは占用許可が必要です

道路（上空や地下も含む）を継続的に使用するには、市などの道路管理者の許可が必要です。道路上空に突き出る看板類については、道路法と屋外広告物条例に基づく許可が必要で、それぞれ土木事務所と都市計画課への手続きが必要です。また、道路の上空占用に伴い、道路占用料と屋外広告物許可申請手数料がかかります。許可できる基準など詳しくは、[千葉市 道路上空 看板](#)



\*置き看板やのぼり旗などは許可できません。

☎都市計画課 ☎245-5307 ☎245-5627